

令和8年2月10日

今冬の大雪等に係る特別交付税（3月交付分）の繰上げ交付

総務省は、今冬の大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 繰上げ交付対象団体 32市43町12村（計87団体）

2 繰上げ交付額 12,955百万円

3 日 程

令和8年2月10日（火） 交付決定

令和8年2月12日（木） 現金交付

注 繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 特別交付税の交付時期は、12月及び3月（地方交付税法第16条第1項）。
- ・ 特別交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの。繰り上げて交付した額は、3月分の特別交付税交付額から控除。
- ・ 特別交付税3月交付額の過去5ヶ年平均額を基礎としてその3割を目安に交付

自治財政局財政課 村田、成瀬

TEL 03-5253-5111（代表）

TEL 03-5253-5613（直通）

(別紙)

今冬の大雪等に係る特別交付税(3月交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位: 百万円)

<北海道: 32 団体>

団体名	繰上げ交付額
札幌市	855
帯広市	155
江別市	214
紋別市	156
千歳市	120
恵庭市	125
北広島市	144
美幌町	59
津別町	42
佐呂間町	35
遠軽町	134
湧別町	61
滝上町	24
興部町	20
雄武町	23
士幌町	38
上士幌町	74
清水町	82
芽室町	71
中札内村	36
更別村	44
大樹町	32
幕別町	73
豊頃町	39
本別町	37
足寄町	65
陸別町	31
弟子屈町	74
鶴居村	31
中標津町	57
標津町	39
羅臼町	58
計	3,048

<青森県: 21 団体>

団体名	繰上げ交付額
青森市	789
弘前市	423
黒石市	284
五所川原市	277
むつ市	314
つがる市	223
平川市	175
今別町	48
蓬田村	26
外ヶ浜町	98
鰺ヶ沢町	76
深浦町	77
西目屋村	33
藤崎町	61
大鰐町	84
田舎館村	34
板柳町	43
鶴田町	71
中泊町	93
野辺地町	54
六ヶ所村	9
計	3,292

<岩手県: 4 団体>

団体名	繰上げ交付額
二戸市	140
滝沢市	101
雫石町	71
金ヶ崎町	79
計	391

<秋田県: 8 団体>

団体名	繰上げ交付額
能代市	356
大館市	313
鹿角市	286
北秋田市	231
小坂町	66
上小阿仁村	30
三種町	75
八峰町	40
計	1,397

今冬の大雪等に係る特別交付税（３月交付分）の繰上げ交付額（団体別内訳）

（単位：百万円）

<山形県：１２団体>

団体名	繰上げ交付額
鶴岡市	388
新庄市	242
尾花沢市	198
大石田町	60
金山町	59
最上町	87
舟形町	65
真室川町	73
大蔵村	63
鮭川村	64
戸沢村	85
小国町	105
計	1,489

<新潟県：８団体>

団体名	繰上げ交付額
長岡市	630
三条市	242
小千谷市	189
見附市	105
糸魚川市	245
上越市	772
魚沼市	371
南魚沼市	246
計	2,800

<滋賀県：１団体>

団体名	繰上げ交付額
長浜市	519
計	519

<岡山県：１団体>

団体名	繰上げ交付額
新庄村	19
計	19

注）繰上げ交付は百万円未満を切り捨てて行うこととしている。